

第3章 都市整備の方針

1. 交通体系の整備方針

宇都宮都市圏の中心都市として、圏域内外の広域的な連携の強化と市街地の円滑な交通処理を図るとともに、ネットワーク型コンパクトシティの実現を支える道路・公共交通ネットワークの整備や、交通手段間の連携強化を図ることにより、総合的な交通体系の確立を目指します。

(1) 道路ネットワーク整備

1) 都市の骨格となる道路網の整備

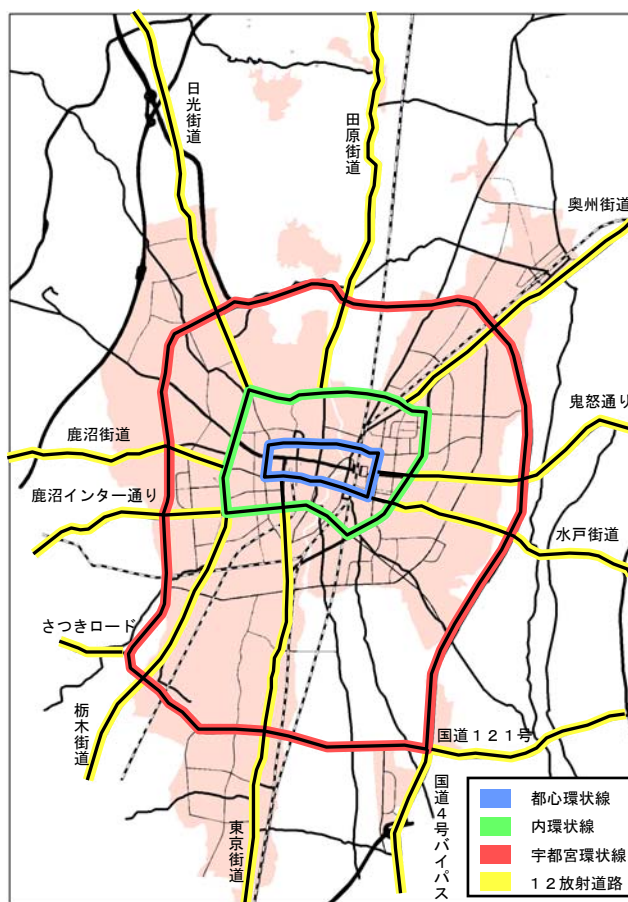
観光や物流などを通じて経済の活性化を図る「地域高規格道路」の整備を促進するとともに、高速道路を活用した機能的な道路ネットワークを構築しつつ、地域振興や交通の円滑化を図るため、スマートインターチェンジなどの整備に努めます。

市街地の交通の円滑化を図り、効率的な都市活動を支えるとともに、拠点相互の有機的な連携を図るため、市内各地や広域的な道路に連絡する主要な幹線道路の整備を推進します。

さらに、都心環状線・内環状線の4車線化や、宇都宮環状道路と主要な幹線道路との立体化、都心部から伸びる主要な放射状道路の整備など、都市の骨格を形成する3環状12放射状道路の整備を推進します。

また、主要な幹線道路等における街路樹などの緑化や、中心市街地での電線類の地中化など、道路空間の質的向上を図ります。

■ 3環状12放射道路網



2) 身近な生活道路の整備

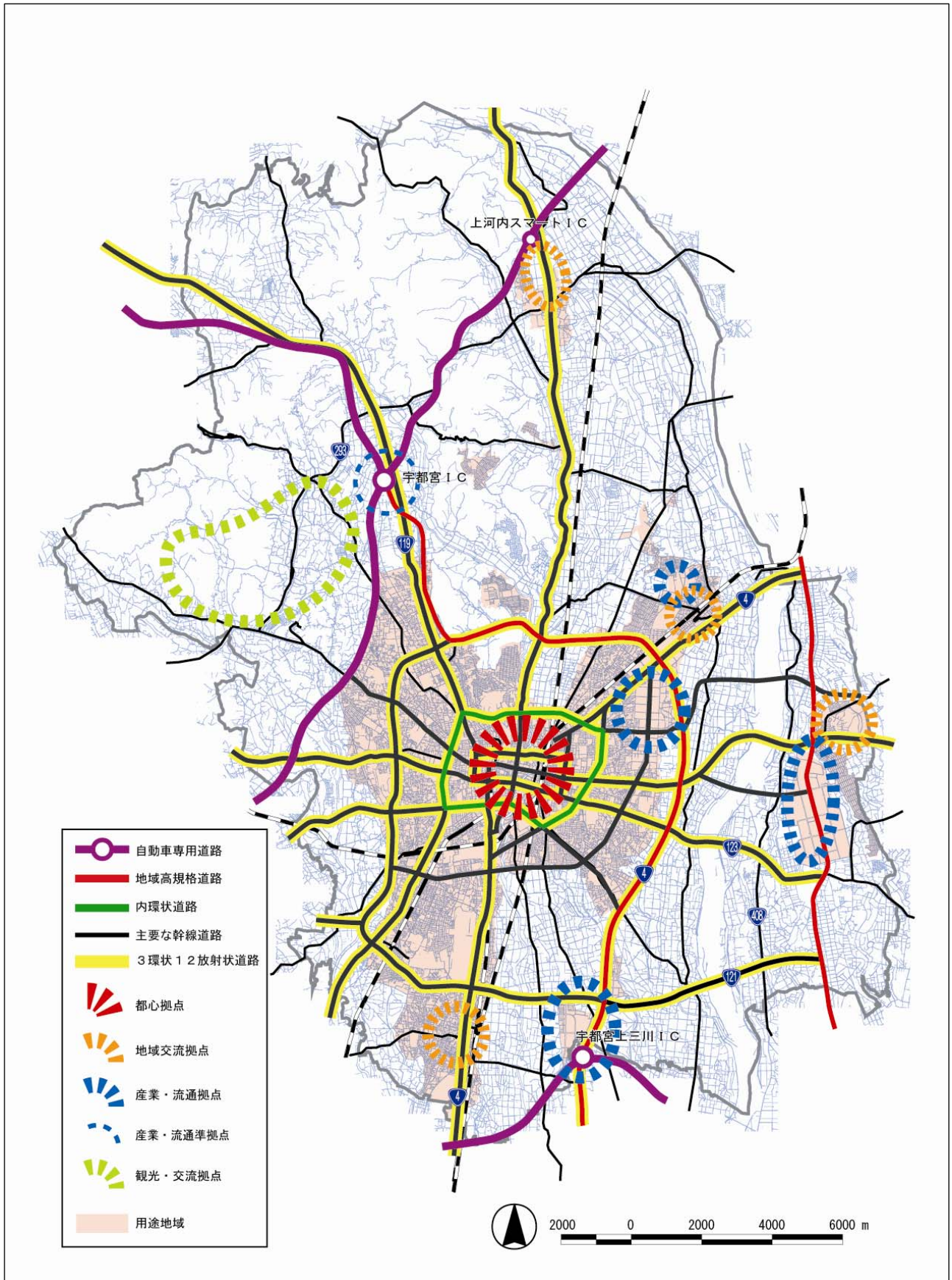
地域の安全性・利便性を高め、快適な生活空間を創出するため、歩行者・自転車道路など身近な生活道路の整備を推進するとともに、歩道整備やバリアフリー化などを推進します。

3) 歩行者・自転車の利用環境の整備

都心拠点及び地域交流拠点においては、歩いて暮らせるまちづくりの重点的な展開を図るため、歩行者と自転車の通行分離や自動車の乗り入れ規制などの検討を行います。

また、市内における主要な施設を結ぶ路線においては、自転車走行空間を整備し、歩行者・自転車にとって安全・快適な空間の確保に努めます。

■ 骨格道路整備構想図



(2) 公共交通ネットワーク整備

1) 基幹公共交通軸と地域特性に応じた生活交通手段の確保

都市の骨格となる公共交通を基幹公共交通軸として位置付け、都心拠点、地域交流拠点やその周辺沿線における都市機能の集積などにより、高い水準のサービスを提供します。

基幹公共交通軸のうち南北方向は、既存の鉄道である JR 宇都宮線及び東武宇都宮線とし、JR 宇都宮駅の東西方向は、東西基幹公共交通（LRT等）として、新たな公共交通軸の形成を図ります。

また、基幹公共交通軸と連携して、拠点間を連絡する主なバス路線は、沿線地域の特性に応じて、サービス水準の維持・向上に努めます。

さらに、基幹公共交通軸や主なバス路線へのアクセス手段を確保するため、支線的な役割をもつバス路線の維持に努めるほか、コミュニティバスや乗合タクシーなど、地域の実情や交通需要に応じた多様な方策を検討し、地域内交通の確保を図ります。

2) 公共交通の利用促進

公共交通の利用を促進するため、道路や交差点の改良、ターミナルの改善、バス停上屋の設置などバスの走行性、利便性、快適性の向上や、鉄道駅へアクセスする道路や駐車・駐輪施設の整備、情報技術を活用した運行、乗継案内の提供、※モビリティマネジメント等による自動車利用者の意識の転換など、ハード、ソフトの両面から利用者の視点にたった取り組みを推進します。

3) 交通結節点の整備

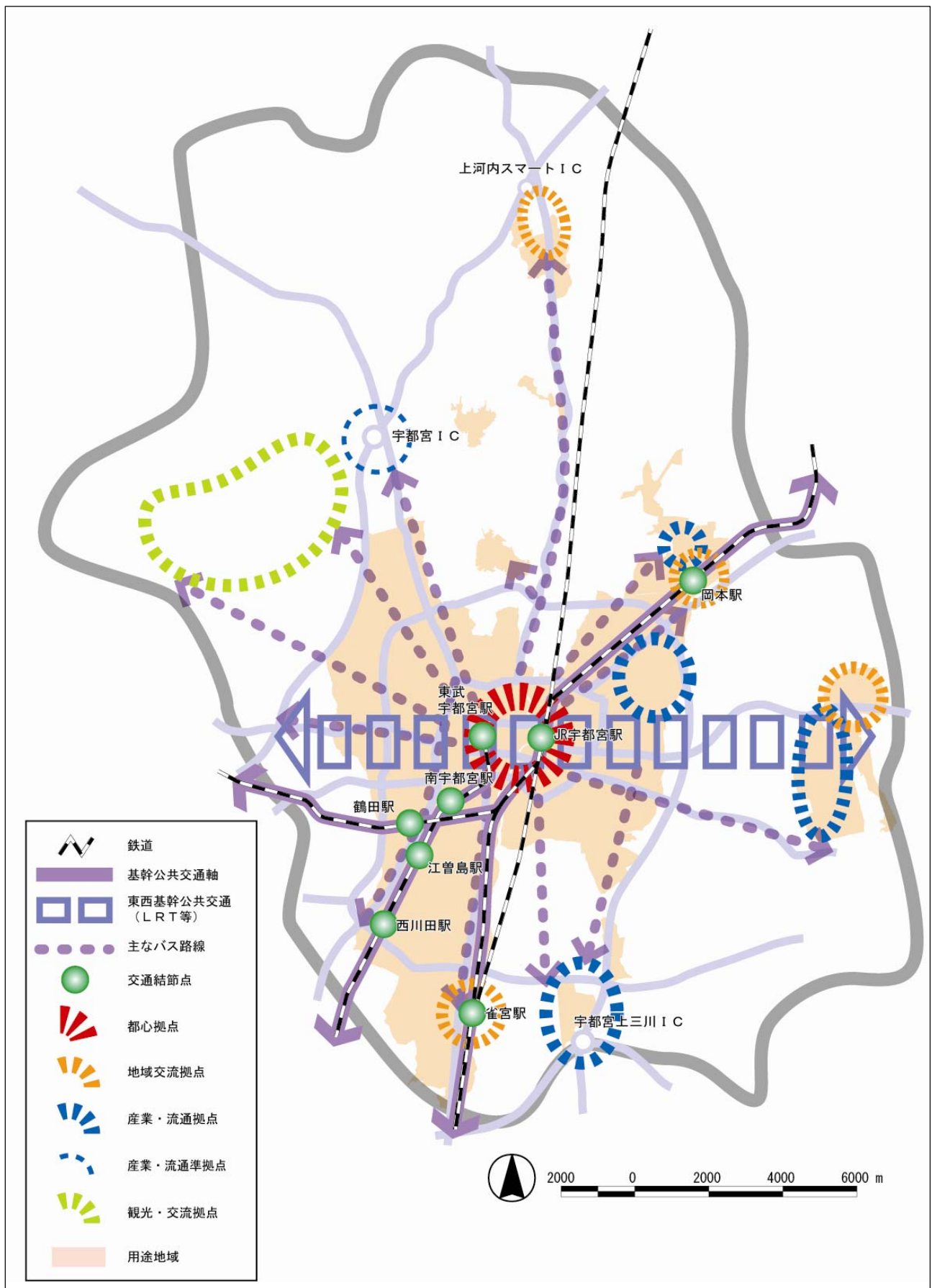
多様な交通の結節点となる駅前広場、交通ターミナルの整備、機能強化を推進します。

特に、本市の玄関口である JR 宇都宮駅については、駅西口の再整備や宇都宮駅東口周辺整備事業を推進し、駅前広場・バスターミナルをはじめ、駐車場・駐輪場・歩行者通路などの整備を総合的に推進します。

また、地域交流拠点である JR 雀宮駅及び JR 岡本駅については、駅関連施設の整備を図るとともに、周辺のまちづくりとの連携により、駅機能の強化を図ります。

※過度に自動車を利用する「クルマ中心」のライフスタイルから、電車やバス等の公共交通や自転車等の積極的な利用を促すなど、個人とのコミュニケーションを中心に「個人の移動手段（モビリティ）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化する」ことを働きかける交通政策。

■ 公共交通整備構想図



2. 緑のネットワークの方針

ヒートアイランド現象や地球温暖化が顕著化・深刻化するなか、都市における緑の役割が重要視されています。

これを踏まえながら、都市における潤いと安らぎのある快適な生活環境づくりを図るため、丘陵地や斜面地の緑、樹林地、田園地域に残る豊かな自然環境や鬼怒川などの河川と一体となった水辺の緑空間を保全・育成します。さらに、公園や緑地の整備、公共施設や民有地の緑化を推進することにより、緑のネットワークの形成、強化に取り組みます。

(1) 緑の保全・自然環境の保護

本市には、北西部の山地の裾野となる農地から市街地にかけて、谷戸、溜池、湧水地、里山、平地林が点在しているほか、市街地に楔状に入り込んだ長岡周辺の丘陵地をはじめ、戸祭山などの樹林地、弁天沼周辺など貴重な水辺環境があり、これらの豊かな自然環境を保全します。

市街化区域に残る貴重な里山である戸祭山緑地や鶴田沼緑地は、人と自然が共生する都市緑地として保全・整備を進めます。市街化区域やその周辺に残る良好な里山、樹林地などの身近な自然は、緑地保全関係法令の活用や本市独自の緑地保全に関する制度の創設などの検討を行います。

また、市民主体の緑の保全を進めるため、市民組織による緑地保全活動を促進します。

(2) 公園・緑地の整備

多くの人々が利用するレクリエーションやスポーツ・文化活動の拠点として、総合公園、運動公園などの拠点公園の整備を推進します。また、街区公園や近隣公園など市民に身近な生活圏の公園については、土地区画整理事業等と連携し、誰もが気軽に利用できることを基本とした適正配置に努めます。

市民に親しまれる公園づくりを推進するため、市民参加手法の導入や、老朽化した公園・緑地の再整備を行うとともに、市民による公園・緑地の愛護活動を支援します。

(3) 緑の育成・都市緑化の推進

市街地内の緑を創生するため、主要な幹線道路の街路樹のネットワークや公共施設の緑化、民有地の緑化を進めます。民有地の緑化にあたっては、地区計画、緑地協定等の制度の活用など市民による緑化活動の促進や、都市緑化推進のための新たな仕組みや制度を検討します。

特に、都心拠点や地域交流拠点においては、都市の顔、地域の顔として、都市緑化に重点的に取り組みます。

■ 緑のネットワーク構想図



3. 下水道・河川の整備方針

安全で快適な都市環境の形成を目指し、効率的・効果的な下水道の整備を進めるとともに、河川の改修を進め、総合治水対策を推進します。

(1) 下水道の整備

地域に応じた生活排水処理体制を確立し、生活環境の向上と公共用水域の水質を保全するとともに、市民の安全で快適な生活を確保するため、浸水安全度の向上を目指した雨水対策の充実を図ります。

また、汚水と雨水を同じ管渠で排除する合流式下水道区域では、公共用水域の水質保全を図るため、機能改善を推進します。

さらに、地球環境と共生した循環型都市の構築に資するため、下水道資源の有効利用を図ります。

(2) 河川の整備

都市基盤河川や準用河川、普通河川の改修を進め、総合治水対策を推進するとともに、清流軸である鬼怒川の保全・整備に努めます。

また、河川の整備にあたっては、良好な河川環境を創出するため、治水と利水、環境との調和、親水性や動植物の生育環境などに配慮しながら進めます。

4. その他の都市施設の整備方針

円滑な都市活動を維持するために必要な都市施設で、市場、ごみ処理施設、火葬場などの施設は、周辺の環境との調和に十分配慮して、その整備を行います。

また、廃棄物の中間処理施設等の立地にあたっては、地域環境への影響や周辺土地利用に配慮し、適正な誘導に努めます。

学校、図書館などの教育文化施設や病院、保育園などの医療・社会福祉施設は、利用者の利便性と関連施設との連携に配慮して、配置します。

5. 市街地整備の方針

都心拠点や地域交流拠点などの拠点形成や安全・安心で快適な居住環境を整備するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の市街地整備を推進します。

(1) 都心拠点の整備

JR宇都宮駅周辺地区は、本市の玄関口であるとともに、本市の発展を支える広域交流の拠点として、交通結節機能の強化や交流機能の整備を進めます。

JR宇都宮駅西口地区では、魅力ある都市景観形成や市街地再開発事業等による都市機能の更新を推進します。JR宇都宮駅東口地区では、駅前広場や交流広場、歩行者デッキ等の基盤施設整備を進めます。

大通りを中心とする中心商店街周辺は、市街地再開発事業を核として、商業機能の集積や新たな交流機能、居住機能、市民サービス機能の充実を図ります。

(2) 地域交流拠点の整備

1) テクノポリスセンター地区

テクノポリスセンター地区は、土地区画整理事業による計画的な市街地形成を進め、歩行者に配慮した道路整備や、自然環境に配慮した公園整備、ゆとりある居住環境整備など、高水準な都市基盤を整備しながら、産学住遊を有機的に結びつけた高次な都市機能の集積を誘導します。また、歩いて暮らせるまちづくりを目指し、身近なところでの生活利便施設の立地誘導に努めます。

2) 雀宮駅周辺地区

雀宮駅周辺地区は、駅東口地区において（仮称）第3図書館や（仮称）科学技術高校を整備するとともに、橋上駅舎や東西連絡通路など駅機能の拡充、駅へのアクセス道路や駅前広場などの都市基盤の整備を推進します。駅西口地区は、駅前通りや駅前広場などの交通基盤の整備、良好なまちなみの形成に努めます。

3) 岡本駅周辺地区

岡本駅周辺地区は、駅西地区での土地区画整理事業により、駅前広場や都市計画道路などの都市基盤の整備を推進するとともに、居住環境の整備改善を進めます。また、駅関連施設の整備により、利便性の向上を図ります。

4) 上河内中里周辺地区

上河内中里周辺地区は、中里原地区での土地区画整理事業により、道路・公園等の都市基盤の整備や、上河内地域らしさである自然環境と日常的な生活環境が調和した良好な居住環境の形成、優良な宅地の供給を図ります。

(3) 土地区画整理事業等による安全・安心で快適な居住環境整備

道路・公園をはじめとする公共施設が未整備であるなど、計画的な都市基盤整備が必要な市街地である鶴田地区、宇都宮大学東南部地区、小幡・清住地区などにおいては、土地区画整理事業等の推進により、安全・安心で快適な居住環境の形成を図ります。

(4) 地域特性を活かした居住環境の整備

市街化区域内農地等の低未利用地において、無秩序な市街化が進行する恐れのある地域では、計画的で良好な都市基盤整備を図ります。

既存の住宅地や開発計画地では、住民主体による地区計画や景観計画を活用し、用途混在の防止、緑化の推進や魅力ある街並みの形成など、良好な居住環境の整備を促進します。

(5) 快適な住宅の供給と取得支援の充実

市民が安心して快適な住まいを確保できるよう、住宅に関する情報提供や啓発活動等に取り組むとともに、高齢者や子育て世帯等の居住の安定を図るため、公営住宅の計画的な建替・改善を進めます。

また、中心市街地においては、住宅の取得・賃貸等に対する支援や、地域へのまちづくりの専門家の派遣、共同住宅建設の計画策定に対する支援など、中心市街地の活性化に資する居住促進を図ります。

6. 都市景観形成の方針

豊かな風土に育まれたうつくしの都（美しい宇都宮）づくりに向けて、市の景観を特徴づけている「緑」「河川」「歴史・文化」を保全・活用していくとともに、「街並み」「道路・広場」を調和のあるものとしていきます。また、景観計画を活用し、地域特性を活かした市民との協働による良好な景観形成を推進します。

（1）やすらぎのある緑景観の形成

羽黒山や古賀志山、大谷景観公園周辺の岩肌など特徴ある景観を持つみどりの軸や丘陵地の緑を保全するとともに、市民が気軽に楽しめる緑空間としての活用を図ります。また、市街地内においては、緑を質・量とも増やすとともに、それらを適切に維持管理し、都市の快適性の確保に努めます。

さらに、農村景観の保全を図り、市民にやすらぎを与える緑景観の形成に努め、自然と調和した都市を実感できるように遠景の確保に努めます。

（2）うるおいのある水辺景観の形成

清流軸である鬼怒川をはじめとする自然河川、都市河川の水辺空間や池沼周辺の保全・整備を図り、うるおいのある水辺景観の形成に努めます。

また、水辺空間は、うるおい・やすらぎをもたらす重要な空間として、水資源を都市空間の中に活かし、水との関わりのある生活風景の再生に努めます。

（3）風格ある歴史文化景観の形成

二荒の森の風致や、商家・町家・石倉などの歴史的建造物、白沢宿や日光街道の並木など旧街道沿いなどにある街並みを保全するとともに、市内に点在している歴史的資源を活かして、風格ある歴史文化景観の形成に努めます。

また、残された歴史・文化的資源を都市空間にとどめ、活用することで新たな都市文化を創造し、調和のとれた景観形成を推進します。

（4）調和のある街並み景観の形成

地域の特性に応じて、鉄道駅周辺における都市の顔づくり、都心部における賑わいのある商業空間や夜間景観の創出、緑豊かな住宅地や秩序ある工業団地の景観形成など、調和のとれた街並み景観の形成に努めます。

また、公共施設のみならず、個々の建物も含めて、建物の連続する街並みの整備を進め、地区の特性に応じた街並みの統一性などに配慮するとともに、公開空地やオープンスペースの確保等により、良好な都市空間を形成します。さらに、電柱、電線等の架空線、屋外広告物等の景観を阻害する要素の改善に努めます。

（5）快適な道路・広場景観の形成

道路は、「通り」の性格に応じた整備を行い、歩行者空間のネットワーク化と街路樹による緑のネットワーク化を推進します。また、公園・広場は、市街地内のオープンスペースあるいは緑の拠点として、積極的に確保していくとともに、人々の出会いの場、憩いの場としての演出に努めます。

7. 防災・防犯のまちづくりの方針

市民の生命・財産を守ることを基本として、災害に強い安全な都市づくりを推進するとともに、犯罪等が起こりにくい環境整備を推進します。

(1) 震災に強いまちづくり

大地震時における市民の安全を確保するため、避難場所となる都市公園、物資輸送や避難のための道路・橋りょうの整備など都市防災化を計画的に進めるとともに、住宅などの建築物の耐震性の向上を図ります。

災害時の活動拠点や避難場所となる小中学校などの耐震補強を推進するとともに、自主防災会などの地域住民との連携を図りながら、地域の防災力向上に努めます。

また、ライフラインを強化するため、上下水道の耐震化を図るとともに、電線類の地中化などを行い、震災時における被害軽減や安全性の確保に配慮した施設の整備を進めます。

(2) 火災に強いまちづくり

密集市街地など都市基盤の未整備地区においては、土地区画整理事業や地区計画制度等の活用により、道路の整備や公園等オープンスペースを確保するなど、防災環境の改善に努めるとともに、延焼を防止するため、建物の不燃化・共同化を促進し、防災性の向上を図ります。

商業系用途地域が指定されている地域については、防火・準防火地域の指定による建築物の不燃化を促進します。

(3) 水害に強いまちづくり

自然が持っている保水機能を確保するため、水源涵養林などの森林や農地を保全します。

また、治水機能の向上を図るため、河川整備を計画的に進めるとともに、雨水貯留施設や浸透施設等の設置などにより、総合的な治水対策を推進します。

下水道事業においても、市街地における浸水被害を防ぐため、河川整備との連携を図りながら、公共下水道雨水幹線の整備を図るとともに、宅地内浸透ます等の普及など雨水の流出抑制に努めます。

(4) 防犯の充実したまちづくり

地域住民による自主的な防犯活動の充実を図るとともに、防犯灯の設置促進や死角を少なくした公園整備などの防犯環境設計の推進により、犯罪が起こりにくい環境の整備に努めます。

8. 環境負荷の少ないまちづくりの方針

環境負荷の少ない低炭素型、循環型、自然共生型社会を形成するため、公共交通や徒歩・自転車の利用促進など、交通分野における環境負荷の低減に努めるとともに、エネルギー・資源の有効活用や健全な水循環の形成を図ります。

(1) 環境にやさしい交通環境への転換

幹線道路網の整備や交差点改良などにより、交通渋滞緩和や走行性の向上を図り、自動車交通による環境への負荷の低減に努めるとともに、自動車交通の抑制に向け、公共交通網等の利便性・快適性の向上を促進します。

環境にやさしい交通手段である自転車の利用・活用を促進するため、自転車の走行空間の確保や駐輪場の整備を推進します。

(2) 環境負荷に配慮した市街地の整備

都心拠点、地域交流拠点など公共交通の利便性の高い地域を中心に日常生活を支える商業・サービス機能、住居機能を誘導し、歩いて暮らせる市街地の形成を目指します。

また、屋上や壁面及びオープンスペースの緑化、省エネルギー設備の導入を誘導するなど環境負荷の低減に配慮した施設整備を促進します。

(3) 健全な水循環の形成

森林の有する水源涵養機能を有効に発揮させるため、森林施業に伴う間伐や植林等の適正な維持管理を推進します。また、農地についても保水機能、地下水涵養などの公益的機能を維持するため、農業施策との連携のもと適切な農地の保全を図ります。

良好な自然が残る河川や池沼などの水辺を適切に保全するとともに、市街地における緑化や水面の確保を図ります。また、浸水被害の軽減を図るとともに、雨水を循環させるため、透水性舗装・雨水浸透ます等の整備を進めます。

(4) 自然エネルギーの導入推進

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を図るため、地域ぐるみでの太陽光発電などの自然エネルギーの導入に取り組み、環境にやさしい都市づくりを推進します。

また、環境への負荷の少ない自然エネルギーの導入を普及促進するため、公共施設における自然エネルギーの先導的導入を進めるとともに、市民への導入支援を推進します。

9. 福祉のまちづくりの方針

ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心・快適に過ごせるよう、バリアフリー環境が整った福祉のまちづくりを進めます。

(1) 公共的施設のバリアフリーの推進

公共・公益施設など不特定多数が利用する施設については、誰もが安心して利用できるよう「やさしさはぐくむ福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー環境の整備を推進します。

(2) 交通環境のバリアフリーの推進

高齢者や障がい者などが安心して利用できるノンステップバスの導入促進や、鉄道駅やバス停、道路空間のバリアフリー化を推進し、誰もが移動しやすい環境を整備します。

特に乗降客数の多いJR宇都宮駅、東武宇都宮駅およびこれらの駅を結ぶ大通り周辺部においては、重点的なバリアフリー化を推進します。

(3) 居住空間のバリアフリーの推進

公営住宅においては、建替にあたり住戸内の段差解消などのバリアフリー化や福祉施策と連携した住宅供給などを進め、高齢者や障がい者などが安心・自立して生活することができる居住空間を整備します。

また、重度身体障がい児（者）や高齢者への住宅改良支援や、賃貸住宅の供給などバリアフリー化された住宅の普及を促進します。

